

資料提供(投げ込み) 令和2年12月23日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

## 津市自治会問題に関する調査チームの設置について

このことについて、本市における特定の自治会に対する違法な行為や不適正な取扱い、公正かつ公平を欠く職務執行等について、自治会を取りまく諸問題の事実確認や職員との関わり等、全体像の把握や問題の背景等を調査するため、別添資料のとおり津市自治会問題に関する調査チームを設置します。

## 津市自治会問題に関する調査チームの設置について

### 1 目的

津市は、特定の自治会に対する違法な行為や不適正な取扱い、又は公正かつ公平を欠く職務執行等について、自治会を取りまく諸問題の事実確認や職員との関わり等、さらに範囲を広めて全体像の把握や問題の背景などを調査するため「津市自治会問題に関する調査チーム」（以下「チーム」という。）を設置します。

### 2 チームの編成

チームは、全庁的に内部調査を実施する「内部調査担当」と違法行為の疑いがある案件について、さらなる調査を実施する「渉外担当」の2担当を設置します。

当該チームは、危機管理部に設置し、危機管理部長は、それぞれの担当副市長が指揮・主導する2担当の連絡調整役としての機能を果たします。

また、各担当に班長及び班員を置き、各担当の班長及び班員は、適宜、担当する法律顧問弁護士に調査結果を報告し、具体的な指示を仰ぐこととします。

さらに、各担当の班長は、その都度、内部の調査状況や弁護士との相談状況等について、担当副市長に報告し、指示を受けることとします。

#### (1) 内部調査担当

##### ア 所掌事項

内部調査が必要な案件

- ・ 自治会問題の全体像の把握
- ・ 問題に至った背景・課題の抽出
- ・ 職員の関与状況の調査
- ・ 違法行為の有無の整理
- ・ 改善の方向性の整理

##### イ 班長及び班員

班長は危機管理部次長及び総務部次長とし、班員は班長が必要とする職員を指名

##### ウ 担当副市長

盆野明弘

## (2) 渉外担当

### ア 所掌事項

違法行為の疑いがある案件

- ・ 警察への相談
- ・ 警察への情報提供
- ・ 職員の関与状況の調査

### イ 班長及び班員

班長は地域連携担当理事とし、班員は班長が必要とする職員を指名

### ウ 担当副市長

稗田寿次郎

## (3) 法律顧問弁護士への相談

法律顧問弁護士2名の協力を得て、それぞれの弁護士に相談することとします。

## (4) チームの対応チャート図

別紙

## (5) チームの主管

チームを担当する部署は、当該問題が市政の運営に重大な支障・影響を及ぼす事態等をもたらすおそれがあることから、危機管理部危機管理課とします。

## 3 設置期間

令和2年12月23日から調査終了まで

# 津市自治会問題に関する調査チームの設置及び対応チャート

